

公 示 送 達

下記の者について、その者の住所・居所不明のため下記文書を送付することができないので、地方税法（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、下記のとおり公示送達します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申し出により交付します。

令和 8 年 8 月 25 日

伊達市長 須田 博行

記

○文書の種類：令和 8 年度 固定資産税 第 2 期 地方税法第 371 条による通知

No.	送達を受けるべき者の氏名
1	吉田 廣志
2	堀 稔靖
3	やまいち商事 有限会社
4	株式会社 ポングラン
5	有限会社 フライト
6	株式会社 丸祐建設
7	株式会社 アップステージ
8	ポニーエレクトリック 株式会社
9	株式会社 英興
10	有限会社 田代建設
11	株式会社 バロール
12	有限会社 月舘産業社
13	岡崎 スーザン

上記の者に送達すべき書類は、伊達市役所財務部税務収納課に保管してあるので受領してください。

また、上記の書類を受領しないときは令和8年9月1日をもって法律上当該書類は送達されたものとみなされます。